

公益財団法人 千葉県民生委員児童委員協議会
評議員、理事、監事選任規程

(目的)

第1条 この規程は、本会定款第13条に規定する評議員の選任、並びに定款第23条に規定する理事、監事の選任について定めることを目的とする。

(選任要件)

第2条 本会定款第13条に規定する評議員のうち、本規程第3条第1号に規定する評議員は、民生委員児童委員であることを要件とする。また、定款第22条に規定する理事及び監事のうち、本規程第4条第1号に規定する理事及び監事は、民生委員児童委員であることを要件とする。

(評議員の選任)

第3条 本会定款12条に定める評議員39名以上45名以内は、次の各号により、評議員会において選任された者を会長が委嘱する。

1. 市町村民生委員児童委員協議会代表
2. 知識経験者、学識経験者
3. 千葉県健康福祉部児童家庭課長
4. 千葉県社会福祉協議会事務局長

(理事の選任)

第4条 本会定款第22条第1項第1号に定める理事12名以上16名以内は、次の各号から評議員会において選任された者を会長が委嘱する。

1. 市町村民生委員児童委員協議会代表
2. 知識経験者、学識経験者
3. 千葉県健康福祉部健康福祉指導課長
4. 千葉県社会福祉協議会常務理事

(監事の選任)

第5条 本会定款第22条第1項第2号で定める監事1名以上2名以内は、県下民生委員の中から評議員会において選任された者を会長が委嘱する。

(選任及び任期の例外)

第6条 3年に1度実施される一斉改選時においては、第2条で規定する民生委員児童委員である選任要件の適用を除外し、民生委員児童委員の資格の有無に関わらず、それまでの評議員、理事、監事は一斉改選後最初に開かれる評議員会の時までを任期とする。

附則

1. この規程は、昭和59年8月10日から施行する。
2. 平成4年5月21日一部改正
3. 平成12年5月1日一部改正
4. 平成15年4月1日一部改正
5. 平成16年4月1日一部改正
6. この規定は、寄附行為の変更認可により、平成23年1月23日から施行する。
7. この規程は、公益財団法人への移行認可に伴い平成25年4月1日から施行する。
8. 平成25年5月31日一部改正
9. 平成28年5月27日一部改正